七　府令第三十三条第五項第一号タの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

2　前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許	準中型免許若しくは普通第二種免許
前項第七号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	準中型免許又は普通第二種免許

3　前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもののほか、中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号リに規定する無線指導装置による教習は、別表第一第二号に掲げる事項であって、交差点の通行（左折及び右折を含む。以下同じ。）その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとする。

4　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び前項の規定は、準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	四時限	別表第一に掲げる事項にあっては五時限、別表第二に掲げる事項にあっては三時限
第一項第二号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許	普通第二種免許
第一項第三号	別表第一第一号	別表第一第一号及び別表第二第一号
	基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては二時限	別表第一に掲げる事項にあっては三時限、別表第二に掲げる事項にあっては二時限を超えないこと。ただし、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ三時限又は一時限
	行うこと	行うこと。ただし、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと

六　府令第三十三条第四項第一号カの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

2　前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、同項第一号中「中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許」とあるのは「普通第二種免許」と、同項第六号中「中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許」とあるのは「普通第二種免許」と読み替えるものとする。

3　前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもののほか、中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第四項第一号リに規定する無線指導装置による教習は別表第一第二号に掲げる事項であって、交差点の通行（左折及び右折を含む。以下同じ。）その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとする。

4　第一項の規定（第一号ただし書、第四号及び第五号を除く。）及び前項の規定は、普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、第一項第一号本文中「四時限」とあるのは「六時限」と、同項第二号中「基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては二時限」とあるのは「四時限」と、同項第三号中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、同項第六号中「三時限」とあるのは「四時限」と、「時限数（現に中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）」とあるのは「第四項」と、「別表第一第二号」とあるのは「別表第二第二号又は第三号」と読み替えるものとする。